

税務・財務情報 第2008号

経営力向上計画を策定すると 税制の優遇を受けることができます

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

経営力向上計画を策定すると 税制の優遇を受けることができます

1 はじめに

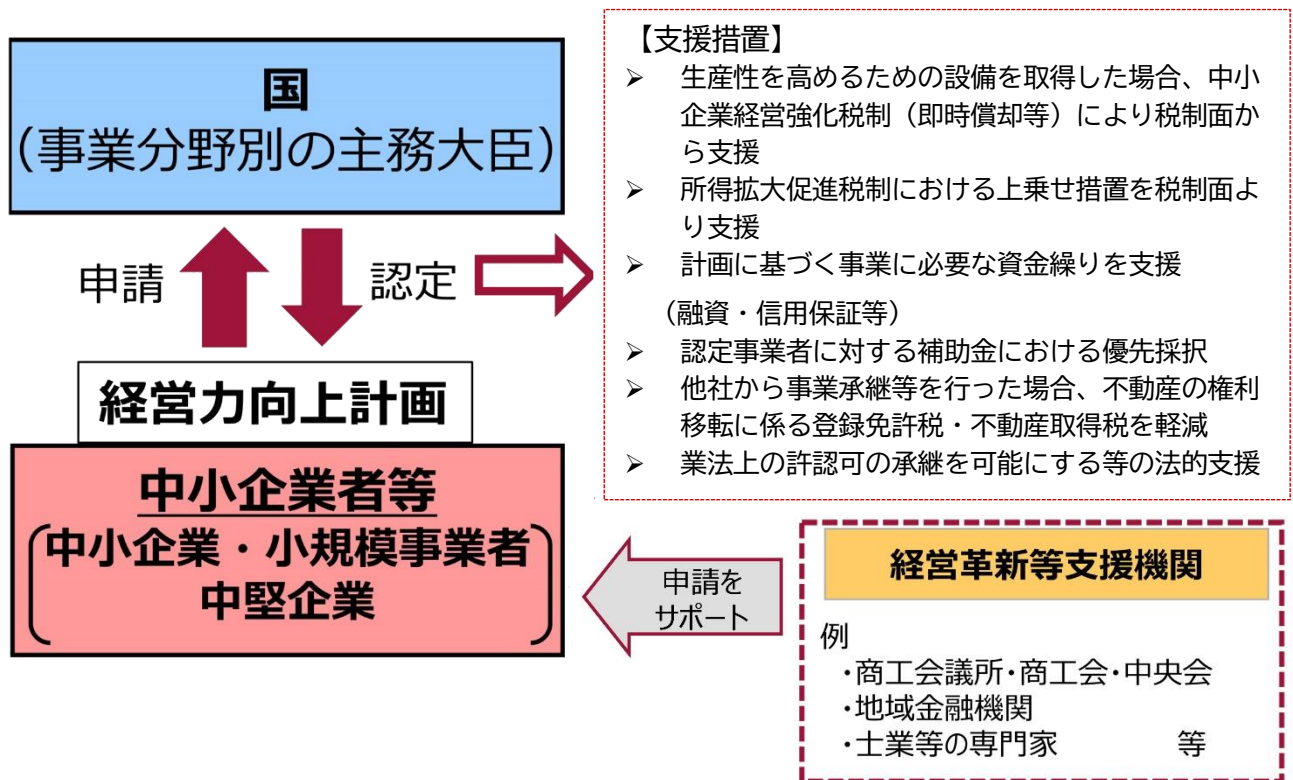
平成 28 年 7 月に中小企業等経営強化法が施行され、経営力向上計画という制度ができました。国に認定を受けた事業者は税制や金融の支援を受けることができます。

年々、認定を受ける事業者が増加傾向にあり、令和 2 年 3 月 31 日現在では 10 万件を超えるほどになりました。

本制度における最大のメリットは税制上の優遇を受けることができることです。今回は、経営力向上計画の概要と認定を受けることによる各種税制のメリットについてご説明させていただきます。

2 経営力向上計画の概要

経営力向上計画とは中小企業の人材育成やコスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために策定される計画書です。



3 経営力向上計画の申請について

経営力向上計画の申請については、中小企業庁のHPから申請書をダウンロードすることができます。

記載内容は、①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容、⑤事業承継等の時期及び内容などがあります。各種の優遇措置の中からを受けたい事項により、記載内容は異なりますので、全ての項目について記載する必要はありません。

記載例(製造業)

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇経済産業局長 様

提出先は要項によって異なります。詳細は「経営力向上計画 認定・届出の手引書」を参照ください。また、官職名が記載されていれば、氏名は省略して支えありません。

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定申請書の提出の際に、(備考)及び(実施要領)は、必要ありません。

記載例(製造業)

(3)申請 経営力向上計画

1 名称等
 事業者の名称又は名称(代表者名(事業者が法人の場合) 買主名又は許諾の業 官公署等に対する事業目的の名称 法人番号)

2 事業分野と事業分野別認定名
 事業分野 ① 企業経営刷新 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

3 実施期間
 平成29年1月～平成32年3月

4 現状認識

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

記載例(製造業)

6 経営力向上の内容

7 経営力向上を実施するために必要な買収等の取組等の取組方法

8 経営力向上取組等の概要

9 経営力向上取組等の進捗状況

10 経営力向上取組等の効果

4 税制メリット① (中小企業経営強化税制)

経営力向上計画の認定を受けた事業者が適用できる主な優遇税制についてご紹介させていただきます。まず、「中小企業経営強化税制」についてご説明します。

認定を受けた事業者は経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる制度です。

(1) 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法19条1項(経営力向上計画)の認定を受けた中小企業者等に該当するもの

(2) 対象資産

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。) / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと等	

5 税制メリット② (所得拡大促進税制)

本制度は、中小企業者等が、従業員への給与等の支給を前事業年度比 1.5%以上増加した場合に、その増加額の 15%を税額控除できる制度です。また、前事業年度比 2.5%以上の高い賃上げに加え、一定の要件を満たした場合は、前事業年度からの増加額分について 25%の税額控除を受けることができます。上乘せ措置の要件は以下の①、②のいずれかを満たすことにより適用することができます。

- ① 適用事業年度における教育訓練費の額が前事業年度における教育訓練費の額に比べて 10%以上増加していること。
- ② 適用事業年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われていることについて証明がされていること。(労働生産性などの指標が認定時の数値よりも適用事業年度の数値が上回ることなど。)

上記①の要件を満たさない場合は経営力向上計画の認定を考えてみてはいかがでしょうか。

6 最後に

経営力向上計画を策定し認定を受けることで優遇される主な税制についてご紹介させていただきました。申請自体は 3P~4P くらいの申請書になりますのでそんなに難しいものではありません。発展している中小企業様は、まず認定をとっておくことも考えていただければと思います。今回紹介した優遇措置は一部であり、中小企業庁の HP にすべて記載されていますので、一度ご確認してみてくださいはいかがでしょうか。ご相談がございましたら弊社担当者までご連絡ください。

執筆者 宮崎 真一